

日常生活用具の給付

- 対象者・・・在宅で生活している障がい者（児）、難病患者など。
※ 助成できる対象者や品目などは、状態や程度などによって細かく分類されています。
- 費用・・・・原則1割負担ですが、所得などによる審査を行います。
- 窓口・・・・町役場福祉支援課、出張所。

◆ 申請から給付までの流れ

- ① 申請書の提出・・・手帳の写し、難病等の罹患証明書写し、業者による見積書などを添付。
 - ② 審査結果の通知・・・決定（却下）などの審査結果を申請者へ通知します。
- ▼ 給付決定の場合
- ③ 給付券の受領・・・申請者へ、決定通知書と日常生活用具給付券が同時に届きます。
 - ④ 給付券の送付・・・日常生活用具給付券を、見積もりを貰った業者へ送付します。
※ 申請者ご自身で、業者に対して納品依頼をしていただきます。
 - ⑤ 業者から納品・・・給付券を受け付けた業者より、日常生活用具が納品されます。
※ 給付券に、用具受領の署名捺印を行い、業者へ返送してください。
- ▼ 給付却下の場合
- ③ 却下通知の受領・・・却下理由が記載されていますので、内容をご確認ください。

日常生活用具給付の種目

対象区分	肢体	視覚	聴覚・音声・言語	その他	知的障害
種目	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊寝台 ●特殊マット ●特殊尿器 ●入浴担架 ●体位変換器 ●移動用リフト ●訓練いす ●訓練用ベッド ●入浴補助用具 ●丁字状・棒状のつえ ●移動・移乗支援用具 ●特殊便器 	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者用体温計（音声式） ●視覚障害者用体重計 ●点字ディスプレイ ●点字器 ●点字タイプライター ●視覚障害者用ポータブルレコーダー ●視覚障害者用活字文書読上げ装置 ●視覚障害者用拡大読書器 ●視覚障害者用時計（触読式・音声式） ●点字図書 ●歩行時間延長信号機用送信機 	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者用通信装置 ●聴覚障害者用情報受信装置 ●人工喉頭 ●福祉電話（貸与） ●FAX（貸与） ●聴覚障害者用屋内信号装置 ●携帯用会話補助装置 	<ul style="list-style-type: none"> ●透析液加温器 ●酸素ボンベ運搬車 ●ネブライザー（吸入器） ●電気式たん吸引器 ●火災報知器 ●自動消火器 ●情報・通院支援用具 ●動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） ●ストマ装具 ●紙おむつ等 ●収尿器 	<ul style="list-style-type: none"> ●頭部保護帽 ●火災報知器 ●自動消火器

※ この表は大まかな分類です。より詳しい内容については、担当課までお問い合わせください。



竹富町役場 福祉支援課

〒907-8503

石垣市美崎町11番地1

TEL : 0980-(82)-6191 (内線 : 173)

FAX : 0980-(82)-4333

